

「南区基本計画推進部会」設置要綱

(目的)

第1条 本部会は、南区基本計画推進部会（以下、「部会」という。）と称し、南区基本計画に掲げる「南区の未来像」の実現に向け、南区まちづくり推進会議傘下の他の会議等と連携を図りながら、取組を推進する。

(組織)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、持続可能なまちづくり支援事業を中心に取組の進捗確認や組織・団体間の連携促進に向けた意見交換を行う。

2 委員は、区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 委員は、任期が満了しても、後任が就任するまで、その職務を行う。

(部会長)

第4条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、南区まちづくり推進会議の委員の中から、南区まちづくり推進会議会長が推薦し、区長が依頼する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が召集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が存在しないときの部会は、区長が招集する。

2 部会長は、会議の議長を務める。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、部会への出席、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 部会の事務を処理するため、事務局を南区役所に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(令和4年3月25日 一部改正)